

生協制度見直し検討会

第5回(H18. 10. 18)

資料3

利用事業に係る見直しについて

医療・福祉事業の
非営利性の徹底

医療の非営利性

- 医療法においては、医療の非営利性が規定されている。
- 非営利とは、通常、利益の分配を行わないこととされており、「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書では、一般社団法人について、利益(剰余金)分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しないこと等により、営利法人制度との区別を明確化するとされている。

【参考】 ○医療法(昭和23年法律第205号)

第7条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条及び第27条から第30条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

<「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書における「非営利」の考え方>

2. 一般的な非営利法人制度

(3) 社団形態の非営利法人制度

① 趣旨

営利(剰余金の分配)を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を付与することによって、法人を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進する。

② 営利法人との区別

社員の権利・義務の内容として、ア)出資義務を負わない、イ)利益(剰余金)分配請求権を有しない、ウ)残余財産分配請求権を有しない、エ)法人財産に対する持分を有しないこととし、営利法人制度との区別を明確化する。

医療法人制度改革前後の医療法人について

【改正前】

- 剰余金の配当：禁止
- 解散時の残余財産の取扱い：
定款、寄付行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属



【改正後】

- 剰余金の配当：同上
- 解散時の残余財産の取扱い：
医療法人の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体、医療法人その他の医療を提供する者に限定

[改革前]

持ち分ある社団医療法人

残余財産の帰属先：定款で定める者

[改革後]

持ち分ある社団医療法人
(法施行前に既に設立されている法人)
<「当分の間」存続>

残余財産の帰属先：国、地方公共団体又は他の類似の医療法人

法施行後に新規設立された法人
(いわゆる出資額限度法人(注)と同様の類型)

法人の自主的移行

(注)社員(出資者)の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、払込出資額を限度とする法人

医療法人制度・社会福祉法人制度の概要

	医療法人	社会福祉法人
事業	<p>医療法人は以下の事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来業務 病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の開設・運営 ・附帯業務(本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより行うことができる。) 例)医療関係者の養成又は教育、医学又は歯学に関する研究所の設置、巡回診療所、疾病予防運動施設、疾病予防温泉利用施設 ・収益業務(社会医療法人(現行の特別医療法人)のみ:その収益を当該医療法人が開設する本来業務の経営に充てることを目的とする業務) 例)卸売・小売業、サービス業(現行の特別医療法人の場合) 	<p>社会福祉法人は以下の事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業(第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業) 例)第1種:身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営 第2種:保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業 ・公益事業(社会福祉事業以外であって、社会福祉事業に付随する公益を目的とする事業) 例)事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 居宅サービス事業 ・収益事業(その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業) 例)貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営
剰余金の配当	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止 	
解散時の残余財産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、医療法人その他の医療を提供する者に限定(出資額の払戻しは可能) <p>※改正医療法施行(平成19年4月1日)前に設立された法人には、当分の間適用されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に限定
分離勘定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人(現行の特別医療法人)は、収益業務に関する会計は、本来業務及び附帯業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 ・社会医療法人(現行の特別医療法人)は、収益業務から生じた収益を本来業務の経営に充てなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業又は収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 ・収益事業から生じた収益を社会福祉事業及び一定の公益事業以外の目的に使用してはならない。

※社会医療法人とは、小児救急医療、災害医療等を行うなど一定の公的要件を備えた医療法人である。(平成19年4月1日施行)
(現行の特別医療法人は、改正法施行後5年で廃止される)

医療法人制度・社会福祉法人制度における会計間の資金の流れ

社会医療法人・社会福祉法人においては、医療事業に係る会計や社会福祉事業に係る会計等と収益事業に係る会計が分離されるとともに、収益事業から生じた収益を医療事業や社会福祉事業等に充てることとなっている。

社会医療法人

収益業務

本来業務

(病院、診療所、
介護老人保健施設)

本来業務以外

(医療関係者の養成又は
教育、医学又は歯学に
関する研究所の設置、
巡回診療所等)

医療法(昭和23年7月30日法律第205号) ※平成19年4月施行

第42条の2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(「収益業務」という。)を行うことができる。

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第64条の2 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。

社会福祉法人

収益事業

社会福祉事業

一定の公益事業

上記以外の公益事業

社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)

第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

生協の剰余金の割戻しと解散時の剰余財産の取扱い

- 生協においては、剰余金の割戻しが可能となっているとともに、解散時の剰余財産についても組合員に配分することが可能とされている。
- ただし、医療・福祉事業については、通知により剰余金の割戻しを自粛するよう指導している。

○消費生活協同組合法

(剰余金の割戻)

第52条 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割戻してはならない。

- 2 剰余金の割戻は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に必ず外、これをなしてはならない。
- 3 組合が組合員の利用分量に応じて剰余金の割戻をなすときは、事業別にその率を定めることが出来る。
- 4 組合が払い込んだ出資額に応じて剰余金の割戻をなすときは、年一割を越えてはならない。

○消費生活協同組合法模範定款例

(剰余財産の処分)

第74条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の剰余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における剰余の財産をいう。)は、払込出資額に応じて組合員に配分する。ただし、剰余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

○老人保健・福祉事業等に係る消費生活協同組合法第12条第3項ただし書の規定に基づく員外利用の許可について

(平成11年3月31日 社援地第14号 厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)

1 次の(1)の事業については、事業の実施主体又は実施施設として老人保健福祉担当部局、介護保険担当部局又は障害保健福祉担当部局が適当と認める場合、(2)の事業については、医療保険担当部局が適当と認める場合に限り、員外利用の許可をして差し支えないものとする。

(1)児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業であって、組合員以外の者の利用を認めることにより、事業実施のための指定、委託又は許可のいずれかを受けることができることとなるもの並びに国又は地方公共団体から役務の提供に要する費用の全部若しくは一部の支払を受けて行う保健福祉に関する事業

(2)健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく訪問看護事業

4 組合が上記1の事業を実施するに当たっては、次の点に十分留意させ、組合の総(代)会における議決により、定款(事業及び事業品目等)に規定した上で実施させるものとする。

(7)上記1の事業から剰余金が生じた場合といえども出資金又は利用分量に応じた割戻しは自粛すること。

○消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について

(昭和62年6月30日 社生第77号 厚生省社会局生活課長通知)

6 医療生協

(5) 剰余金が生じた場合といえども出資金又は利用分量に応じた割戻しは自粛すること。

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の徹底

医療の非営利性

医療法では、営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができることとされている。

医療・福祉の公共性

医療・福祉は、利用事業の中でも、公共性の高い事業

○ 他の協同組合は、組合員の途中脱退に際して、持分の払戻し等が可能であるが、生協は払込済出資額の払戻しのみを請求できることとなっており、利益分配性の低い協同組合。

消費生活協同組合法

(払戻請求権)

第21条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻を請求することができる。

○ 医療や福祉は、公共性の高い事業であり、医療保険制度や介護保険制度からの保険給付により蓄積された資源などが、医療や福祉の継続性に使用されることが望ましい。

【生協における対応案】

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

- 対象となる事業を医療・福祉ごとに特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)
- 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する
- 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療・福祉事業に係る
員外利用限度

他の協同組合法における員外利用許可制度の有無と主な利用限度

	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)		農業協同組合 (農業協同組合法)		事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	
員外利用許可 制度の有無	あり		なし		なし	
員外利用限度	○員外利用の許可を得たとき(山間僻地、生協間供給等)	おおむね組合員の利用分量の100分の20以内	○原則	組合員の利用分量の100分の20以内	○原則	組合員の利用分量の100分の20以内
	○員外利用の許可を得たとき(専売品・統制品、医療福祉事業等)	限度なし	○医療に関する施設	組合員の利用分量の100分の100以内	○体育施設、教養文化施設を一般公衆に利用させる場合	限度なし
	○厚生労働省令で定める場合(自動車賠償責任共済事業)		○老人の福祉に関する施設			

(注)消費生活協同組合の員外利用が可能な場合及びその限度は、厚生労働省令で定める場合を除き、通知により定められている。

一方、農業協同組合、事業協同組合は、法令上定められている。

(参考) 農協法における医療・福祉事業の員外利用限度の考え方

農協法においては、医療・福祉事業についての員外利用限度は、組合員の利用分量の100分の100以内と規定されている。

員外利用限度の考え方

○ 医療事業について

医療に関する施設は、従来からも他の施設に比べて員外利用の限度が緩和されていた。これは医療機関というものの強い公共性にもとづくものであって、医師法にも「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」という規定があるように、医療機関は広く公衆のためにその業務を行うことが要請せられることから、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内でなるべく一般の人々にも利用させていこうというところから、その員外利用の限度を今回さらに引き上げることとなったものである。

* 昭和37年改正時の『改正農業協同組合法の解説』

○ 福祉事業について

本事業の公共的性格に鑑み、医療事業並みの員外利用割合を適用することとした。

* 平成4年改正時の「時の法令」(平成5年1. 30号)

医療・福祉事業に係る員外利用限度について

現 状

- 医療・福祉事業については、現在、員外利用の限度が定められていない。

生協の性格

- 「組合は組合員の相互扶助組織であり、組合の事業は組合員のために行うものであることを基本として運営すること」とされている。

農協法における運用

- 農協法においては、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内なるべく一般の人々にも利用させるという趣旨から、組合員の利用分量の100分の100まで員外利用が可能とされている。

- 生協法の医療・福祉事業についても、行政庁の許可を得た場合には、組合員の利用分量の100分の100まで員外利用を可能とし、その旨を法令上明確にしてはどうか。

(参考) 医療・福祉事業に係る員外利用限度についての通知

○消費生活協同組合法第12条第3項ただし書の規定に基づく員外利用の許可について

(昭和41年11月25日 社生第459号 厚生省社会局生活課長通知)

1 次の場合には、員外利用の許可をして差し支えないこと。

(5) 医療事業のように、他の法令において、組合員以外の者についてもその事業を利用させることが定められているとき。

2 員外利用を許可する場合における当該組合の員外利用の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額のおおむね5分の1をこえないものであること。ただし、1の(4)、(5)及び(6)の場合は、この限りでない。

○老人保健・福祉事業等に係る消費生活協同組合法第12条第3項ただし書の規定に基づく員外利用の許可について

(平成11年3月31日 社援地第14号 厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)

1 次の(1)の事業については、事業の実施主体又は実施施設として老人保健福祉担当部局、介護保険担当部局又は障害保健福祉担当部局が適当と認める場合、(2)の事業については、医療保険担当部局が適当と認める場合に限り、員外利用の許可をして差し支えないものとする。

(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業であって、組合員以外の者の利用を認めることにより、事業実施のための指定、委託又は許可のいずれかを受けることができることとなるもの並びに国又は地方公共団体から役務の提供に要する費用の全部若しくは一部の支払を受けて行う保健福祉に関する事業

(2) 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく訪問看護事業

2 上記の事業については、組合員以外の者も事業の利用分量について特段の制限を行わないものとするが、組合は組合員の相互扶助組織であり、組合の事業は組合員のために行うものであることを基本として運営すること

医療・福祉事業の
実施事業としての法定化

医療・福祉事業の法定化について

現 状

○ 医療・福祉事業は、「利用事業」の1つとして行うことができるとされている。

【参考】生協法上、医療・福祉事業は利用事業の一つとして行われているが、農協法では、昭和25年の改正で「農村の生活及び文化の改善又は医療に関する施設」が(その後、昭和29年に「医療に関する施設」として単独で規定)、平成4年の改正で「老人の福祉に関する施設」が、それぞれ事業として明記された。

消費生活協同組合法

(事業の種類)

第10条 組合は左の事業の全部又は一部を行うことができる。

二 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業

農業協同組合法

第10条 組合は次の事業の全部又は一部を行うことができる。

五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療又は老人の福祉に関するものを除く。)の設置

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設



○ 医療・福祉事業については、

①その利用限度を、他の員外利用の許可を受けたケースよりも緩和し、100分の100とすること

②法令上、剰余金の割戻しを禁止するなど、非営利性を徹底するための見直しを行うこと

に伴い、生協法に定める事業の種類として、法律上独立して規定することとしてはどうか。

剰余金の使途たる
事業の拡充

繰越義務がある剰余金の使途たる事業の拡大

社会の変化

- 少子高齢化
- 家族の介護力の低下、子育ての孤立化等
- 地域におけるつながりの希薄化

生協をめぐる状況の変化

- 介護など福祉に関する組合員ニーズ
- 地域社会における組合員の相互扶助活動などにみられる生協の社会的役割の増大



- 組合員による福祉活動を支援する観点から、生協が当該活動に助成する事業についても、繰越義務がある剰余金の使途として追加してはどうか。
(現在は、組合員の教育事業の費用へ充当するための剰余金の繰越を義務づけている。)

消費生活協同組合法

(事業の種類)

第10条 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

五 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

(剰余金等の積立)

第51条

4 組合は、第10条第1項第5号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

